

4・5条許可申請書類一覧

	書類	チェック欄	提出部数	備考
1	許可申請書(別添含む)	(必須)	2部	2部押印(認印でも可) 欄外に訂正印を押す
2	住民票の抄本	(5条申請個人)	1部 (原本)	譲渡人が個人の場合 (登記事項証明書の住所と現住所が相違している場合)
3	定款または寄附行為の写し	(法人必須)	1部	申請者が法人の場合
4	公図の写し	(必須)	1部 (原本)	法務局で取得 申請地及びその周囲の地番が記載されているもの
5	位置図	(必須)	1部	1万～5万分の1程度の地図(インターネットの地図でも可) 役場・駅など公共施設との位置関係が分かるもの
6	付近状況図	(必須)	1部	2,000分の1程度の地図 (住宅地図のコピーでも可)
7	土地の利用計画図、 建物計画図面(平面図)		1部	転用する土地において、 <u>建設する建物の位置・面積、駐車場(台数)、庭などを詳細に表示した図面</u> ※接続する道路や排水経路についても図示すること
8	必要経費を表す書類		1部	見積書など
9	必要な資力等を証明する書類		1部 (原本)	残高証明書(通帳のコピーでも可)、融資証明書など
10	工事の工程表	(住宅、太陽光発電設備など)	1部	住宅建築や太陽光発電設備設置など、一定の期間において工事を行う場合
11	土地改良区の意見書	(土地改良区内の場合)	1部	申請地が土地改良区の地区内にある場合 (意見を求めた日から30日を経過してもその意見が得られない場合には、その事由を記載した書面)
12	関連する許認可等があったことを証する書類	(特に、太陽光発電事業認可)	1部	当該事業に関連して、法令の定めるところにより許認可等を要する場合、その旨を証する書類の写し ※特に、太陽光発電設備の場合(別紙参照)
13	所有者であることを証する書類	(通常不要)	1部 (原本)	申請者が土地の登記事項証明書に記載された所有名義と異なる場合(例)住所変更の場合→住民票等 相続が未登記の場合→相続関係説明図、戸籍謄本等 (遺産分割協議書があれば、その写しで足りる)
14	所有者の同意があったことを証する書類	(通常不要)	1部 (原本)	所有権以外の権限に基づいて申請をする場合
15	耕作者の同意があったことを証する書類	(通常不要)	1部 (原本)	申請地の地上権・永小作権・質権・貸借権等の転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合は、その者の同意書
16	単独申請行為該当事由を証する書類	(通常不要)	1部	連署しないで法第5条の規定による許可申請をする場合 (競売期日の調書・公売の売却決定通知書・遺言状等の写し)
17	水利権者・漁業権者・その他関係権利者の同意書	(通常不要)	1部 (原本)	同意を要する場合に限る
18	農地復元計画書	(通常不要)	1部	一時転用の場合
19	平面図・縦断図・横断図	(通常不要)	1部	地下資源採取及び一時転用による埋立・盛土の場合
20	行政書士等への委任状、確認書	(行政書士等による代理申請)	1部 (原本)	行政書士等による代理申請の場合 委任状に確認書と同趣旨の記述があれば委任状のみ
21	その他参考となる書類			知事や農業委員会が必要と認めて提出を求めた場合

※分筆を予定している場合は、分筆後に農地転用許可申請書の提出をお願いいたします。